1 漁業権者の	名 称	上馬淵川漁業協同組合								
名称及び住所	住所	二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地9								
2 漁業権の免	内共第17号(馬淵									
許番号										
3 遊漁につい	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区域		期	間			
ての制限の範	等の制限	あゆ	友釣り がら掛け	ナ 馬淵川と安比	7月1日;	から11月30	日までの期間			
囲				川との合流点	内で組合な	が定めて公	表する期間			
				から上流の馬						
				淵川本支流の						
				免許区域(安比						
				川の本支流を						
				除く。)						
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り) "	3月1日だ	から9月30	日まで			
		1 1		から9月30日まで						
			置釣り	"	1月1日だ	1日から12月31日まで				
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り) "		IJ				
		こい	餌釣り	"		11				
		ふな	IJ	"		"				
		わかさぎ	"		田ダム湖(1月1日から12月31日					
		- 1× 14 11)- L 7 L .1 ~ l~!	菜魚湖)の区域	l .					
				#は、解禁の日から	7月31日ま	での期間に	は、1日に2尾			
		以内とする		と 護又は漁業調整上。	ソエレシム	フ 担 人 ノナ	タ棚に守みて			
			水産動物の素殖体 することがある。	で護人は偲耒嗣登上の	公安 こ 恥 Ø)	る物では、	台側に足める			
	(2) 区域の制限	車回四 ② 川川内		域		禁止	胡問 			
	(乙) 区域(7)间段	一戸町越田登		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)メー 1 目		,			
		一戸町越田発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの区域 一戸町姉帯字名子根えん堤上流端から上流300メートルの地点までの区域								
		葛巻町市部内大名神渕から上流300メートルの地点まで の区域								
		葛巻町寺畑屋渕から上流200メートルの地点までの区域 葛巻町泡渕から上流200メートルの地点までの区域 一戸町大志田ダムえん堤上流端の上流1.5キロメートル の地点から同えん堤下流端の下流510メートル(大志田 機場管理用道路の大志田橋)の地点までの区域								
	, , , ,									
	(3)漁具漁法の									
	制限									
	(4) 全長の制限	あまみ (カユ	禁止に係る全長 13センチメートル以下							
		やまめ(ひかいわな	ツを白む。丿	13ピンプン	メートル以	I.				
		うなぎ		30センチ・	.,,	<u>г</u>				
		うぐい		30センチメートル以下 10センチメートル以下						
		こい			10 2 2 7 7 1770 5 1					
4 遊漁料の額	区分	遊漁券区分	名 称	漁具·漁法	日券	年 券	納付場所			
及びその納付		全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	1,400円					
方法				餌釣り、擬餌釣り	1		び指定販売所			
			いわな							
		İ	うなぎ	置釣り]					
			こい ふな	餌釣り]					
		雑魚	うぐい やまめ	餌釣り 擬餌釣り	800円	6,000円				
			いわな							
			うなぎ	置釣り						
					_		'			

1	İ	İ				7	1	į i		
			こい ふな	餌釣!)					
		わかさぎ	わかさぎ	餌釣り)	800円				
	ア 小学生以下は、無料とする。									
		イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。								
		ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生以下、肢体不								
		自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。								
	(2) 県内共通遊	遊漁券区分	名 称	漁	具・漁法	個 人	団体	納付場所		
	漁料	全魚種	あゆ	友釣!	がら掛け	24,000円	21,600円	岩手県内水面		
			やまめ いね	つな 餌釣り) 擬餌釣り			漁業協同組合		
			うぐい					連合会事務所		
			うなぎ	置釣り)					
			こい。ふな	餌釣り)					
		雑魚	やまめ いね	つな 餌釣り	凝餌釣り	17,000円	15,200円			
			うぐい							
			うなぎ	置釣り)	1				
			こい ふな	餌釣り)					
5 遊漁承認証	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。									
に関する事項	(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。									
	(3) わかさぎについては、共通遊漁承認証の対象外とする。									
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。									
守るべき事項	(2) 遊漁者は、注	魚場監視員の指	音示に従うこ る	- 0						
	(3) 遊漁者は、	相互に適当な跗	巨離を保ち、流	魚業者及び何	也の遊漁者の	迷惑となる	行為をした	ないこと。		
	(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。									
7 漁場監視員	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。									
に関する事項	(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。									
8 違反者に対	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者									
する措置に関	の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。									
する事項										